⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格を有しない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
⑸　契約書の作成の要否　要。
⑹　落札者の決定方法　本公告に示した物品を納入できると契約責任者が判断した資料を添付して入札書を提出した入札者であって、契約制限価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札予定者が開札後10日以内に備蓄倉庫の保有又は借用を証明する書類を提出しなかった場合等は、この限りでない。
⑺　手続きにおける交渉の有無　無。
⑻　詳細は、入札説明書によります。

5　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Yoshiaki Sato Director of Takayama Maintenance and Customer Service Center, Nagoya Branch, Central Nippon Expressway Company Limited.
⑵　Classification of the products to be procured : 2
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : Sodium Chloride for solid deicing agent 2,750 ton Attention : As the scheduled supply of de-icing agents is the expected quantity based on the past record of supplies, it does not guarantee the actual supplied amount.
⑷　Delivery period : From 11 November 2009 through 30 April 2010
⑸　Delivery place : Takayama Maintenance and Customer Service Center, Nagoya Branch, Central Nippon Expressway Company Limited, 318, Natsumaya Kiyomi-Town, Takayama City and other 3 places
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures :
①　not come under Article 11 of the Central Nippon Expressway Company Limited regulation concerning the contract procedures
②　Have been qualified through the examination of the documents submitted. Submit following documents till time-limit for tender.
・Copy of the commercial register
・Document that described company career.
・The latest financial statements.
・Copy of certificate of tax payment
③　have proven to have actually sold, manufactured or delivered Sodium Chloride concerned.
④　Have proven to own (or rent) the storehouse stocked over 290 ton sodium chloride (located) within the radius of 100 kirometers from Takayama Maintenance and Customer Service Center, and to be able to use or be going to use
⑺　Time-limit for tender : 16 : 00　26 October, 2009
⑻　Contact point for the notice : Ryouichi Shige, Manager of General Affairs Section, Takayama Maintenance and Customer Service Center, Nagoya Branch, Central Nippon Expressway Company Limited, 318, Natsumaya Kiyomi-Town, Takayama City, Gifu Prefecturer, Japan. TEL 0577―67―3261.

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成21年９月７日
支出負担行為担当官
中国四国農政局長　勝山　達郎
◎調達機関番号　018　◎所在地番号　33

1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　吉野川下流域農地防災事業　北部幹線水路（板東・萩原工区）建設工事
⑶　工事場所
徳島県鳴門市大麻町板東、萩原及び三俣地内
⑷　工事内容　水路延長　Ｌ＝1,426.33m、施工始点　№０＋16.380、施工終点　№14＋42.708、シールド機種　泥土圧式シールド工法　シールド機外径　3,080㎜、一次覆工　外径2,950㎜　鋼製セグメント、二次覆工　内径2,400㎜　内挿用ＦＲＰＭ管（Ｌ内圧５種）、鋼管、管理施設工　空気弁３箇所、原形復旧工　一式
⑸　工期　平成24年３月22日まで
⑹　使用する主要な資機材　鋼製セグメントリング　1,545リング、ＦＲＰＭ管　1,416m、エアモルタル　2,840㎥、鋼矢板　97ｔ、鋼管　11m
⑺　本工事は、次の内容の対象工事である。
①　入札時に施工方法等の技術提案（ＶＥ提案）を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する、総合評価落札方式（標準Ａ型：品質向上重視型）のうち品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式及び品質・安全等の確保がなされないおそれがある極端な低価格での調達を見込んでいないかなどを厳格に調査する特別重点調査の試行工事である。
②　契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける、契約後ＶＥ方式の対象工事である。ただし、契約後ＶＥは入札時ＶＥの提案範囲は対象としない。
③　建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務づけられた工事である。
④　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出、受領に係わる確認及び入札について、原則として電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムにより難い者であって、紙入札方式（持参又は郵送）の承諾に関する承諾願を提出し、承諾を得た者は紙入札方式に変えることができる。

2　競争参加資格
次に掲げる⑴から⑿の全ての条件を満たしている者、若しくは条件を満たしている二者又は三者により構成される特定建設工事共同企業体（以下、「共同企業体」という。）であって、共同企業体にあっては中国四国農政局長から共同企業体として資格認定を受けた者であること。
⑴　予算決算及び会計令（以下、「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　予決令第71条の規定に該当しない者であること。
⑶　中国四国農政局における「土木一式工事」に係る平成21・22年度一般競争参加資格の確認を受けていること。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中国四国農政局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再確認を受けていること。
⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、上記２の⑶の再確認を受けた者を除く。
⑸　中国四国農政局における「土木一式工事」に係る平成21・22年度一般競争参加資格の確認の際に、単体及び共同企業体の代表者は、客観的事項（共通事項）について算定した点数（客観点数）が、1,250点以上であること。ただし、共同企業体の代表者以外の構成員は、客観点数が1,150点以上であること。上記２の⑶の再確認を受けた者にあっては、当該再確認後の客観点数が要件を満たしていること。
⑹　技術提案（ＶＥ提案。以下「技術提案」という。）が適正であること。技術提案の提出にあたっては、入札説明書に示す全ての条件を満足する内容であること。この技術提案が適正と認められない場合で標準案に基づいて施工する意志がある場合、また、標準案に基づいて施工しようとする場合は、入札説明書に示す様式により標準案に基づいて施工する意志を記載し提出すること。
⑺　施工実績　平成６年度から平成20年度の間に元請として完成・引渡しが完了した、「密閉式シールドトンネル工事」とし、単体及び共同企業体の代表者、共同企業体の代表者以外の構成員は延長720m以上でセグメント外径φ1,500㎜以上の施工実績を有すること。なお、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上のものについて認める。ただし、平成10年１月１日以降に完成した各地方農政局の発注工事に係る実績である場合は、工事成績評定点が65点未満のものは実績として認めない。